

滋賀県イクボス宣言企業登録実施要領

1. 目 的

「イクボス宣言」を行った企業・団体を県が登録し、その取組を広く公表することにより、企業・団体における仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に資することを目的とする。

2. 定 義

この要領において「イクボス宣言」とは、次の各号に掲げるものとする

- (1) 企業・団体の代表者・管理職の立場にあって、イクボスになる旨を宣言しているもの。
- (2) イクボスの気運醸成を図る旨の宣言をしているもの。

3. 登録要件

登録できる企業・団体は、滋賀県内に本社または事業所等を置く企業・団体とし、以下の要件を満たしているものとする。

- (1) 企業・団体の代表者、管理職等がイクボス宣言を行っていること。
- (2) 申込書に記載の内容、イクボス宣言文・取組内容およびイクボス宣言時の写真を公表することに同意すること。
- (3) 従業員を雇用する企業・団体等においては、労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の関係法令を遵守するとともに、それら法令に適合した就業規則等を整備していること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団または暴力団員と密接な関係を有しないこと。

4. 登録申込

登録しようとする企業・団体は、申込書（別紙様式第1号）に必要事項を記入し、関係書類を添えて県に提出するものとする。

5. 登 録

県は、登録申込みがあった場合、その内容が登録要件を満たすと認められる時は、「滋賀県イクボス宣言登録企業・団体（以下、「登録企業・団体」という。）」として登録するものとする。

6. 登録企業・団体の広報

県は、県ホームページ等の広報媒体を利用し、県民に登録企業・団体の名称や取組を広報するものとする。

県は、登録企業・団体について県による広報を行うことがふさわしくない事由があると認められる時は、ホームページ等における登録企業・団体の広報を休止することとする。

7. その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 27 年 6 月 30 日から実施する。

附 則

この改定要領は、平成 27 年 10 月 31 日から実施する。